



島 根 県 報

令和 7 年10月21日（火）

号外 第 101 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例	（総 務 課）	6
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	78
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	79

公布された条例等のあらまし

◇使用料及び手数料の額の改定等に関する条例（条例第42号）

1 条例の概要

- (1) 経済情勢の変動等に伴う次に掲げる条例に定める使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の額等の改定

島根県立男女共同参画センター条例
島根県手数料条例
島根県立高等学校等条例
島根県立青少年社会教育施設条例
島根県立八雲立つ風土記の丘条例
島根県立古墳の丘古曾志公園条例
島根県立古代出雲歴史博物館条例
警察に関する手数料条例
島根県中山間地域研究センター条例
島根県立しまね海洋館条例
島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例
島根県浜田ポートセンター条例
島根県屋外広告物条例
島根県立都市公園条例
都市計画法施行条例
島根県建築基準法施行条例
島根県立島根県民会館条例
島根県立美術館条例
島根県芸術文化センター条例
島根県立武道施設条例
島根県立体育施設条例
島根県立はつらつ体育館条例
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例
島根県立総合福祉センター条例
島根県立高等看護学院条例
公衆浴場法施行条例
旅館業法施行条例
興行場法施行条例
理容師法施行条例
美容師法施行条例
クリーニング業法施行条例
島根県動物の愛護及び管理に関する条例
食品衛生法施行条例
島根県農業技術センター分析等手数料条例
島根県立農業研修館条例
島根県立農林大学校条例

島根県花振興センター条例
島根県家畜保健衛生所条例
島根県畜産技術センター分析等手数料条例
島根県立ふるさとの森条例
島根県立宍道湖自然館条例
島根県立産業交流会館条例
島根県立産業高度化支援センター条例
島根県産業技術センター条例
島根県立高等技術校条例

(2) 使用料等の新設

ア 島根県手数料条例の一部改正

(7) 政治資金規正法関係手数料

a 国会議員関係政治団体の少額領収書等及び政治団体の収支報告書等の写しの交付に係る手数料

区 分	手数料の額
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をD VDに複写したもの	1枚につき 140円に当該少額領収書等の写し又は 収支報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額

b 国会議員関係政治団体の代表者による確認書の写しの交付に係る手数料

区 分	手数料の額
複写機により複写したもの	用紙1枚につき 10円
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をC D-Rに複写したもの	1枚につき 130円に当該確認書の用紙1枚ごと に10円を加えた額
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をD VDに複写したもの	1枚につき 140円に当該確認書の用紙1枚ごと に10円を加えた額

(4) 政党助成法関係手数料

都道府県提出文書（支部報告書及び支部総括文書並びに監査意見書をいう。）の写しの交付に係る手数料

区 分	手数料の額
複写機により複写したもの	用紙1枚につき 10円
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を CD-Rに複写したもの	1枚につき 130円に当該都道府県提出文書の用紙 1枚ごとに10円を加えた額
スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を DVDに複写したもの	1枚につき 140円に当該都道府県提出文書の用紙 1枚ごとに10円を加えた額

イ 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正

ローイング競技施設の附属設備の使用料

区 分	使用料の額
携帯用トランシーバー	1セット4時間につき 120円

ウ 島根県立都市公園条例の一部改正

(7) 石見海浜公園の利用料金に係る基準額

区 分	基準額
フリーサイト	宿泊の場合 1サイト1夜につき 1,620円
	休憩の場合 1サイト1回につき 810円

(イ) 万葉公園の利用料金に係る基準額

区 分		基準額	
区画サイト	宿泊の場合	1 サイト 1 夜につき	2,730円
	休憩の場合	1 サイト 1 回につき	1,360円

エ 島根県立体育施設条例の一部改正

島根県立水泳プール施設使用料

区 分	使用料の額
屋内飛込練習場	560円

(3) 使用料等の廃止

ア 島根県手数料条例の一部改正

政治資金規正法の規定に基づく国会議員関係政治団体の少額領収書等及び政治団体の収支報告書等の写しをフ
レキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付に係る手数料

イ 警察に関する手数料条例の一部改正

道路交通法の規定に基づくパーキング・チケット発給設備によるパーキング・チケットの発給に係る手数料

ウ 島根県中山間地域研究センター条例の一部改正

土壌分析及び農業用水分析に係る手数料

エ 島根県立武道施設条例の一部改正

体力測定機器の使用料

オ 島根県立はつらつ体育館条例の一部改正

貸切りでない場合の体育室備付け用具の使用料

カ 島根県産業技術センター条例の一部改正

油脂試験及び鑑定に係る手数料

(4) その他規定の整理

2 施行期日

令和8年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のアの(ア)のa及び(3)のアについては公布の日から、1
の(2)のアの(ア)のb及び(イ)については令和8年1月1日から、1の(2)のエについては令和7年12月1日から施行するこ
ととした。

◇島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 条例の概要

(1) 公職選挙法施行令の改正に準じて、公費負担の限度額を引き上げることとした。

ア ビラの作成に係る公費負担の限度額（第8条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
ビラの作成枚数が5 万枚以下である場合	1枚当たり 7円73銭	1枚当たり 8円38銭
ビラの作成枚数が5 万枚を超える場合	1枚当たり 386,500円と5円18銭にその5万枚を 超える枚数を乗じて得た金額との合計 金額を当該ビラの作成枚数で除して得 た金額	1枚当たり 419,000円と5円62銭にその5万枚を 超える枚数を乗じて得た金額との合計 金額を当該ビラの作成枚数で除して得 た金額

イ ポスターの作成に係る公費負担の限度額（第11条関係）

区 分	改 正 前	改 正 後
ポスター掲示場の数が500以下である場合	1枚当たり 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	1枚当たり 586円88銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額
ポスター掲示場の数が500を超える場合	1枚当たり 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額	1枚当たり 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に609,690円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額

(2) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

2 施行期日等

- (1) 公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和8年1月1日から施行することとした。
- (2) (1)の施行期日以後にその期日を告示される島根県議会議員及び島根県知事の選挙について適用することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 条例の概要

建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の額の改定（別表64の5の項関係）

一戸建ての住宅について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合

区 分	改正前	改正後
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	23,000円	28,000円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例をここに公布する。

令和7年10月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第42号

使用料及び手数料の額の改定等に関する条例

(島根県立男女共同参画センター条例の一部改正)

第1条 島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

13,550円	18,080円	16,950円	29,390円	34,160円	41,740円
160円	220円	200円	360円	420円	530円
230円	310円	280円	500円	580円	720円
2,310円	3,080円	2,890円	5,010円	5,830円	7,130円
2,700円	3,610円	3,390円	5,870円	6,830円	8,350円
1,710円	2,280円	2,140円	3,730円	4,320円	5,300円
1,760円	2,350円	2,210円	3,830円	4,450円	5,460円
1,910円	2,560円	2,390円	4,160円	4,830円	5,910円
3,560円	4,750円	4,450円	7,730円	8,980円	10,980円
3,870円	5,160円	4,830円	8,380円	9,750円	11,920円
1,700円	2,270円	2,130円	3,710円	4,310円	5,290円

を

14,900円	19,880円	18,640円	32,320円	37,570円	45,910円
170円	240円	220円	390円	460円	580円
250円	340円	300円	550円	630円	790円
2,540円	3,380円	3,170円	5,510円	6,410円	7,840円
2,970円	3,970円	3,720円	6,450円	7,510円	9,180円
1,880円	2,500円	2,350円	4,100円	4,750円	5,830円

に改め

1,930円	2,580円	2,430円	4,210円	4,890円	6,000円
2,100円	2,810円	2,620円	4,570円	5,310円	6,500円
3,910円	5,220円	4,890円	8,500円	9,870円	12,070円
4,250円	5,670円	5,310円	9,210円	10,720円	13,110円
1,870円	2,490円	2,340円	4,080円	4,740円	5,810円

る。

(島根県手数料条例の一部改正)

第2条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表67の項第1号イを削り、同号ウ中「電磁的記録」の次に「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「。以下この項において同じ」を削り、同号中ウをイとし、同号に次のように加える。

ウ スキャナにより読み取ってできた電	1枚につき
磁的記録を光ディスク(日本産業規格	140円に当該
X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生する	少額領収書等
ことが可能なものに限る。)に複写し	の写しの用紙
たものの交付	1枚ごとに10
	円を加えた額

別表67の項第2号イを削り、同号ウ中「光ディスク」の次に「(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)」を加え、同号中ウをイとし、同号に次のように加える。

ウ スキャナにより読み取ってできた電	1枚につき
--------------------	-------

磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	140円に当該収支報告書等の用紙 1 枚ごとに10円を加えた額
---	---------------------------------

第 3 条 島根県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表67の項第 1 号イ中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項第 2 号中「又は法第19条の14」を「、法第19条の14」に改め、「政治資金監査報告書」の次に「又は法第19条の14の 2 第 4 項の規定による確認書」を加え、同表に次のように加える。

68 政党助成法関係手数料	政党助成法（平成 6 年法律第 5 号。以下この項において「法」という。）第32条第 5 項の規定に基づく都道府県提出文書（法第18条第 3 項（法第29条第 3 項において準用する場合を含む。）の支部報告書及び支部総括文書（法第20条第 2 項又は第30条第 2 項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに法第19条第 5 項及び第29条第 4 項において準用する法第19条第 1 項の監査意見書をいう。）の写しの交付を受けようとする者	
	ア 複写機により日本産業規格 A 列 4 番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付	用紙 1 枚につき 10円
	イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格	1 枚につき 130円に当該

	X 0606及びX 6281に適合する直径120 ミリメートルの光ディスクの再生装置 で再生することが可能なものに限 る。)に複写したものの交付	都道府県提出 文書の用紙 1 枚ごとに10円 を加えた額
	ウ スキャナにより読み取ってできた電 磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメー トルの光ディスクの再生装置で再生す ることが可能なものに限る。)に複写し たものの交付	1 枚につき 140円に当該 都道府県提出 文書の用紙 1 枚ごとに10円 を加えた額

第 4 条 島根県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表 2 の項第 2 号中「420円」を「630円」に改める。

別表 4 の項第 1 号ア中「141,000円」を「151,000円」に改め、同号イ中「202,000円」を「218,000円」に改め、同号ウ中「275,000円」を「294,000円」に改め、同号エ中「415,000円」を「445,000円」に改め、同号オ中「547,000円」を「585,000円」に改め、同号カ中「701,000円」を「749,000円」に改め、同号キ中「925,000円」を「988,000円」に改め、同項第 2 号ア中「6,210円」を「6,670円」に改め、同号イ中「8,620円」を「9,060円」に改め、同号ウ中「13,000円」を「14,500円」に改め、同号オ中「43,000円」を「46,800円」に改める。

別表11の項中「35,000円」を「38,000円」に、「45,000円」を「48,300円」に改める。

別表13の項第 1 号中「5,600円」を「5,800円」に改め、同項第 2 号中「3,200円」を「3,300円」に改め、同項第 3 号中「3,600円」を「3,700円」に改める。

別表14の項第 1 号中「5,600円」を「6,200円」に改め、同項第 2 号ア中「48,500円」を「51,900円」に改め、同号イ中「88,000円」を「94,600円」に改め、同項第 3 号中「5,600円」を「6,200円」に改め、同項第 4 号中「3,400

円」を「3,500円」に改め、同項第5号中「4,100円」を「4,500円」に改め、同項第8号中「4,300円」を「4,600円」に改め、同項第9号中「3,400円」を「3,500円」に改め、同項第10号中「4,100円」を「4,500円」に改め、同項第11号及び第12号中「3,400円」を「3,500円」に改め、同項第13号及び第14号中「4,100円」を「4,500円」に改める。

別表15の項第1号中「41,000円」を「47,800円」に改め、同項第2号中「18,000円」を「21,200円」に改め、同項第3号中「11,000円」を「12,600円」に改め、同項第4号ア中「8,000円」を「9,400円」に改め、同号イ中「43,100円」を「49,400円」に改め、同項第5号ア中「3,200円」を「3,900円」に改め、同号イ中「22,100円」を「25,000円」に改め、同項第6号ア中「3,000円」を「3,600円」に改め、同号イ中「16,000円」を「18,000円」に改める。

別表16の項中「3,400円」を「3,900円」に改める。

別表18の項第1号中「4,200円」を「4,500円」に改め、同項第2号中「3,700円」を「3,800円」に改める。

別表19の項第1号中「80,800円」を「91,100円」に改め、同項第2号及び第3号中「8,200円」を「9,200円」に改め、同項第4号中「62,800円」を「67,800円」に改める。

別表20の項第1号中「5,600円」を「5,800円」に改め、同項第3号中「3,200円」を「3,300円」に改め、同項第4号中「3,600円」を「3,700円」に改める。

別表23の項第1号中「8,240円」を「9,000円」に改める。

別表26の項第3号中「10,200円」を「10,800円」に改め、同項第4号中「6,400円」を「6,700円」に改め、同項第5号中「10,500円」を「11,000円」に改め、同項第6号中「5,200円」を「5,600円」に改め、同項第7号中「2,400円」を「2,800円」に改める。

別表28の項第1号及び第4号中「14,600円」を「15,700円」に改める。

別表29の項第1号中「23,400円」を「25,000円」に改め、同項第3号ア中「900円」を「1,000円」に改め、同号イ中「430円」を「470円」に改め、同号ウ中「1,580円」を「1,690円」に改める。

別表30の項第1号中「29,000円」を「32,000円」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第5号ア中「150,000円」を「163,800円」に改め、同号イ及びエ中「131,800円」を「143,700円」に改め、同号オ及びカ中「59,000円」を「65,900円」に改め、同項第6号ア中「138,200円」を「151,500円」に改め、同号イ及びエ中「115,200円」を「127,000円」に改め、同号オ及びカ中「47,300円」を「51,200円」に改め、同項第7号ア中「90,200円」を「100,900円」に改め、同号イ中「85,200円」を「95,000円」に改め、同号ウ中「47,800円」を「51,300円」に改め、同号オ中「45,000円」を「51,300円」に改め、同号カ中「40,100円」を「42,500円」に改め、同号キ中「33,700円」を「37,600円」に改め、同号ク中「40,100円」を「42,500円」に改め、同号ケ中「33,700円」を「37,600円」に改め、同項第8号ア中「50,900円」を「57,000円」に改め、同号イ中「48,200円」を「54,100円」に改め、同号ウ中「24,300円」を「27,300円」に改め、同号オ中「26,300円」を「30,200円」に改め、同号カ中「25,400円」を「28,700円」に改め、同号キ中「24,300円」を「27,300円」に改め、同号ク中「25,400円」を「28,700円」に改め、同号ケ中「24,300円」を「27,300円」に改め、同項第9号ア中「81,200円」を「92,000円」に改め、同号イ中「77,200円」を「89,100円」に改め、同号ウ中「41,500円」を「45,300円」に改め、同号エ中「39,400円」を「42,400円」に改め、同号オ中「35,900円」を「39,500円」に改め、同号カ中「30,900円」を「33,700円」に改め、同号キ中「35,900円」を「39,500円」に改め、同号ク中「30,900円」を「33,700円」に改め、同項第12号ア中「213,000円」を「237,400円」に改め、同号イ中「53,100円」を「58,700円」に改め、同号ウ中「90円」を「110円」に改め、同号エ中「86,700円」を「97,800円」に改め、同号オ中「53,200円」を「58,700円」に改め、同項第13号イ及びカ中「53,000円」を「56,000円」に改め、同項第15号ア中「128,000円」を「135,000円」に改め、同号イ中「105,000円」を「111,000円」に改め、同号オ中「128,000円」を「135,000円」に改め、同号カ中「105,000円」を「111,000円」に改め、同項第17号ア中「128,000円」を「135,000円」に改め、

同号イ中「105,000円」を「111,000円」に改め、同号オ中「128,000円」を「135,000円」に改め、同号カ中「105,000円」を「111,000円」に改め、同項第18号ア中「108,000円」を「120,200円」に改め、同号イ中「22,300円」を「25,200円」に改め、同号ウ中「90円」を「110円」に改め、同号エ中「34,900円」を「38,900円」に改め、同号オ中「23,000円」を「25,200円」に改め、同項第19号ア中「128,000円」を「135,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に改め、同号イ中「105,000円」を「111,000円」に改め、同項第20号イ及びカ中「53,000円」を「56,000円」に改め、同項第22号ア中「150,000円」を「163,800円」に改め、同号イ中「131,800円」を「143,700円」に改め、同号ウ中「95,200円」を「106,700円」に改め、同項第23号ア中「138,200円」を「151,500円」に改め、同号イ中「115,200円」を「127,000円」に改め、同号ウ中「70,100円」を「77,400円」に改め、同項第28号中「29,000円」を「32,000円」に改め、同項第29号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第30号中「7,100円」を「7,700円」に改め、同項第31号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第32号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第34号中「7,100円」を「7,400円」に改め、同項第35号中「29,000円」を「32,000円」に改め、同項第36号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第37号中「71,200円」を「80,400円」に改め、同項第38号中「48,900円」を「54,100円」に改め、同項第40号中「29,000円」を「32,000円」に改め、同項第41号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第42号イ及びカ中「53,000円」を「56,000円」に改め、同項第44号ア中「128,000円」を「135,000円」に改め、同号イ中「105,000円」を「111,000円」に改め、同号オ中「128,000円」を「135,000円」に改め、同号カ中「105,000円」を「111,000円」に改め、同項第46号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第47号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第48号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第49号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第50号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第51号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第52号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第53号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第54号中「2,000円」を

「2,100円」に改め、同項第55号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第56号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第57号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第58号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第59号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第60号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第61号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第62号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第63号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第64号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第65号中「2,900円」を「3,000円」に改め、同項第66号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第67号中「2,900円」を「3,000円」に改める。

別表31の項第3号中「2,800円」を「2,900円」に改め、同項第4号中「3,500円」を「3,700円」に改める。

別表32の項第2号中「12,000円」を「14,800円」に改め、同項第3号中「6円」を「8円」に改め、同項第4号中「5,500円」を「7,000円」に改め、同項第5号中「2,700円」を「4,000円」に改める。

別表35の項第1号ア中「2,510円」を「3,520円」に改め、同号イ中「1,910円」を「2,860円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,140円」に改め、同項第2号中「1,110円」を「1,390円」に改める。

別表36の項第1号ア中「18,000円」を「19,000円」に改め、同号イ中「35,000円」を「38,000円」に改める。

別表37の項第1号中「1,800円」を「2,270円」に改め、同項第2号ア中「18,500円」を「26,000円」に改め、同号イ中「32,000円」を「48,000円」に改め、同項第4号中「5,700円」を「7,320円」に改め、同項第5号中「780円」を「1,170円」に改め、同項第6号及び第7号中「1,700円」を「2,550円」に改める。

別表42の項第1号中「2,900円」を「3,430円」に改め、同項第2号中「2,400円」を「3,220円」に改め、同項第3号中「3,700円」を「4,090円」に改め、同項第4号中「3,700円」を「3,990円」に改め、同項第5号中「2,500円」を「3,410円」に改め、同項第6号及び第7号中「1,200円」を「1,790円」に改

め、同項第8号中「2,500円」を「2,930円」に改める。

別表43の項第1号イ中「6,900円」を「7,520円」に改め、同号ウ中「7,400円」を「7,820円」に改め、同項第2号中「2,400円」を「2,740円」に改め、同項第3号中「3,600円」を「4,650円」に改め、同項第4号ア中「2,300円」を「2,850円」に改め、同号イ中「3,400円」を「3,930円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「4,420円」に改め、同項第5号中「450円」を「480円」に改める。

別表44の項中「520円」を「760円」に改める。

別表45の項ア及びイ(イ)中「10,000円」を「10,600円」に改める。

別表46の項中「12,000円」を「13,600円」に改める。

別表47の項第2号ア(イ) a 中「1,400円」を「1,540円」に改め、同号ア(イ) b 中「1,800円」を「1,980円」に改め、同号ア(イ) c 中「2,200円」を「2,420円」に改め、同号ア(イ) d 中「3,100円」を「3,410円」に改め、同号ア(イ) 中「250円」を「270円」に改め、同号ア(イ) a 中「500円」を「550円」に改め、同号ア(イ) b 中「900円」を「990円」に改め、同号ア(イ) c 中「1,500円」を「1,650円」に改め、同号ア(イ) d 中「2,100円」を「2,310円」に改め、同号ア(イ) e 中「3,760円」を「4,440円」に改め、同号ア(イ) f 中「7,020円」を「7,980円」に改め、同号ア(イ) g 中「11,200円」を「12,400円」に改め、同号ア(イ) h 中「15,600円」を「17,700円」に改め、同号ア(イ) i 中「19,900円」を「22,400円」に改め、同号ア(イ) j 中「22,600円」を「25,400円」に改め、同号ア(イ) k 中「30,800円」を「35,400円」に改め、同号ア(イ) l 中「52,200円」を「60,700円」に改め、同項第3号ア中「550円」を「630円」に改め、同号イ(イ) b (a) 中「100円」を「120円」に改め、同号イ(イ) c (h) 中「2,560円」を「2,810円」に改め、同号イ(イ) c (i) 中「6,430円」を「7,180円」に改め、同号イ(イ) c (j) 中「8,110円」を「8,960円」に改め、同号イ(イ) c (k) 中「11,900円」を「13,300円」に改め、同号イ(イ) c (l) 中「14,700円」を「16,500円」に改め、同号イ(イ) c (m) 中「19,700円」を「22,200円」に改め、同号イ(イ) c (n) 中「22,300円」を「24,500円」に改め、同号イ(イ) c (o) 中「38,800円」を「42,300円」に改め、同号イ(イ) a 及び(イ) a 中「20円」を

「30円」に改め、同号イ(四) b 中「90円」を「100円」に改め、同号ウ(ウ) a 中「80円」を「120円」に改め、同号ウ(ウ) b 中「170円」を「180円」に改め、同号エ中「90円」を「130円」に改め、同項第4号中「720円」を「790円」に改め、同項第6号イ(ウ)中「4,900円」を「5,280円」に改め、同項第11号イ(ウ)中「23,700円」を「26,000円」に改め、同号エ(ウ)中「26,100円」を「28,700円」に改める。

別表48の項第1号中「18,100円」を「19,500円」に改め、同項第2号中「14,800円」を「15,800円」に改め、同項第4号中「11,000円」を「11,600円」に改め、同項第5号中「14,800円」を「15,800円」に改める。

別表48の2の項第1号中「5,100円」を「5,460円」に改め、同項第2号及び第3号中「4,000円」を「4,230円」に改める。

別表49の項第2号中「6,700円」を「10,000円」に改め、同項第4号中「52,000円」を「56,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「35,000円」に改める。

別表51の項第1号中「13,000円」を「14,000円」に改め、同項第2号中「8,400円」を「10,000円」に改め、同項第3号中「7,600円」を「8,100円」に改める。

別表55の項中「500円」を「570円」に改める。

別表57の項第1号中「33,000円」を「35,000円」に改め、同項第2号中「26,000円」を「27,500円」に改め、同項第3号中「680円」を「730円」に改め、同項第4号を削る。

別表57の2の項第1号中「33,000円」を「35,000円」に改め、同項第2号中「26,000円」を「27,500円」に改め、同項第3号を削る。

別表60の項第5号中「500円」を「700円」に改める。

別表64の2の項第1号ア中「45,000円」を「47,800円」に、「12,000円」を「12,700円」に改め、同号イ(ウ)中「104,000円」を「112,000円」に、「22,000円」を「23,300円」に改め、同号イ(ウ)中「164,000円」を「177,000円」に、「36,000円」を「38,000円」に改め、同号イ(ウ)中「325,000円」を「351,000円」

に、「59,000円」を「63,500円」に改め、同号イ(四)中「583,000円」を「629,000円」に、「95,000円」を「101,000円」に改め、同号イ(五)中「1,002,000円」を「1,080,000円」に、「145,000円」を「155,000円」に改め、同号イ(六)中「1,825,000円」を「1,970,000円」に、「242,000円」を「260,000円」に改め、同号イ(七)中「2,608,000円」を「2,810,000円」に、「306,000円」を「330,000円」に改め、同号イ(八)中「3,195,000円」を「3,450,000円」に、「348,000円」を「374,000円」に改め、同号ウ中「67,000円」を「71,700円」に、「18,000円」を「19,100円」に改め、同号エ(ア)中「157,000円」を「169,000円」に、「33,000円」を「35,000円」に改め、同号エ(イ)中「248,000円」を「266,000円」に、「53,000円」を「57,000円」に改め、同号エ(ウ)中「489,000円」を「526,000円」に、「89,000円」を「95,300円」に改め、同号エ(四)中「875,000円」を「943,000円」に、「142,000円」を「152,000円」に改め、同号エ(五)中「1,505,000円」を「1,620,000円」に、「217,000円」を「233,000円」に改め、同号エ(六)中「2,739,000円」を「2,950,000円」に、「363,000円」を「391,000円」に改め、同号エ(七)中「3,913,000円」を「4,220,000円」に、「459,000円」を「495,000円」に改め、同号エ(八)中「4,793,000円」を「5,170,000円」に、「521,000円」を「562,000円」に改め、同項第2号ア中「(1)の」を「前号」に、「6,000円」を「6,350円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が前号イの建築等計画の認定を受けた共同住宅等の場合	建築等計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分 (床面積の増加に係る部分)
---	--

を除く。)の
床面積の2分
の1の面積と
当該建築等計
画の変更に係
る部分のうち
床面積の増加
に係る部分の
床面積との合
計(以下この
イにおいて
「変更に係る
部分の床面積
の合計」とい
う。)の区分
に応じ、前号
イに定める額
(この場合に
おいて、同号
イ中「建築等
計画の認定」
とあるのは
「建築等計画
の変更の認
定」と、「床
面積の合計」
とあるのは

	「変更に係る部分の床面積の合計」と、「確認書等」とあるのは「変更後の建築等計画に係る確認書等」と、「認定申請数」とあるのは「変更認定申請数」と読み替えるものとする。）
--	---

別表64の2の項第2号ウ中「(1)の」を「前号」に、「34,000円」を「35,800円」に、「9,000円」を「9,550円」に改め、同号エを次のように改める。

エ 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前号エの建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等の場合	建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更
---	--

に 係 る 部 分
（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計
（以下このエにおいて「変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前号エに定める額
（この場合において、同号エ中「建築等計画の認定」とあるのは

「建築等計画
の変更の認
定」と、「床
面積の合計
とあるのは
「変更に係る
部分の床面積
の合計」と、
「確認書等」
とあるのは
「変更後の計
画に係る確認
書等」と、
「認定申請
数」とあるの
は「変更認定
申請数」と、
「維持保全計
画の認定」と
あるのは「維
持保全計画の
変更の認定」
と読み替える
ものとする。
る。）」

別表64の2の項第4号及び第5号中「3,000円」を「3,170円」に改める。

別表64の4の項第1号ア㍻中「令第1号。以下この号及び次号」を「令第1

号。以下この号」に改め、同号アㇿa中「34,000円」を「36,100円」に改め、同号イㇿ中「次号において「誘導標準入力法等基準」を「次項において「誘導標準入力法等基準」に改め、同号イㇿa中「225,000円」を「241,000円」に改め、「及び次号」を削り、同号イㇿb中「277,000円」を「297,000円」に、「16,000円」を「17,100円」に改め、同号イㇿc中「358,000円」を「384,000円」に、「26,000円」を「27,900円」に改め、同号イㇿd中「510,000円」を「548,000円」に、「78,000円」を「83,800円」に改め、同号イㇿe中「629,000円」を「675,000円」に、「124,000円」を「132,000円」に改め、同号イㇿf中「731,000円」を「786,000円」に、「154,000円」を「165,000円」に改め、同号イㇿg中「834,000円」を「897,000円」に、「192,000円」を「206,000円」に改め、同号イㇿ中「次号」を「次項」に改め、同号イㇿa中「86,000円」を「92,100円」に改め、同号イㇿb中「108,000円」を「115,000円」に、「16,000円」を「17,100円」に改め、同号イㇿc中「142,000円」を「152,000円」に、「26,000円」を「27,900円」に改め、同号イㇿd中「230,000円」を「246,000円」に、「78,000円」を「83,800円」に改め、同号イㇿe中「300,000円」を「321,000円」に、「124,000円」を「132,000円」に改め、同号イㇿf中「355,000円」を「381,000円」に、「154,000円」を「165,000円」に改め、同号イㇿg中「416,000円」を「447,000円」に、「192,000円」を「206,000円」に改め、同号イㇿa中「67,000円」を「71,900円」に改め、同号イㇿb中「114,000円」を「120,000円」に、「20,000円」を「21,200円」に改め、同号イㇿc中「194,000円」を「204,000円」に、「45,000円」を「47,400円」に改め、同号イㇿd中「269,000円」を「288,000円」に、「77,000円」を「82,500円」に改め、同号イㇿa中「32,000円」を「34,200円」に改め、同号イㇿb中「20,000円」を「21,200円」に改め、同号イㇿc中「45,000円」を「47,400円」に改め、同号イㇿd中「149,000円」を「160,000円」に、「77,000円」を「82,500円」に改め、同号イㇿa中「50,000円」を「53,000円」に改め、同号イㇿb中「85,000円」を「89,300円」に、「20,000円」を「21,200円」に改め、同号イㇿc中「45,000円」を「47,400円」に改め、同号イㇿd中「209,000円」

を「224,000円」に、「77,000円」を「82,500円」に改め、同項第2号ア㍻a中「17,000円」を「18,000円」に改め、同号イを次のように改める。

イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合

計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前号イに定める額（この場合において、同号イ中「計画の認定」とあ

るのは「計画
の変更の認
定」と、「床
面積の合計」
とあるのは
「計画の変更
に係る部分の
床面積の合
計」と、「非
住宅基準適合
証」とあるの
は「変更後の
計画に係る非
住宅基準適合
証」と、「住
宅基準適合証
等」とあるの
は「変更後の
計画に係る住
宅基準適合証
等」と読み替
えるものとす
る。)

別表64の5の項第1号中「第11条第1項」の次に「及び第12条第2項」を加え、「第5号までにおいて「計画」を「第3号までにおいて「計画」に、「から第4号まで」を「及び次号」に改め、同号ア中「第5号」を「第3号」に、「又は工場等部分を有する建築物」を「、工場等部分を有する建築物又は複合

建築物（非住宅部分又は工場等部分に限って計画の適合性判定を受けようとする場合に限る。）」に改め、同号アㇿ中「この項において「」を「この号において「」に改め、同号アㇿa中「224,000円」を「241,000円」に改め、同号アㇿb中「276,000円」を「297,000円」に改め、同号アㇿc中「357,000円」を「384,000円」に改め、同号アㇿd中「509,000円」を「548,000円」に改め、同号アㇿe中「627,000円」を「675,000円」に改め、同号アㇿf中「729,000円」を「786,000円」に改め、同号アㇿg中「831,000円」を「897,000円」に改め、同号アㇾb中「30,000円」を「32,100円」に改め、同号アㇾc中「42,000円」を「44,600円」に改め、同号アㇾd中「99,000円」を「106,000円」に改め、同号アㇾe中「146,000円」を「157,000円」に改め、同号アㇾf中「178,000円」を「191,000円」に改め、同号アㇾg中「220,000円」を「236,000円」に改め、同号アㇽ中「この項」を「この号」に改め、同号アㇽa中「86,000円」を「92,100円」に改め、同号アㇽb中「108,000円」を「115,000円」に改め、同号アㇽc中「142,000円」を「152,000円」に改め、同号アㇽd中「229,000円」を「246,000円」に改め、同号アㇽe中「299,000円」を「321,000円」に改め、同号アㇽf中「353,000円」を「381,000円」に改め、同号アㇽg中「415,000円」を「447,000円」に改め、同号アㇼb中「26,000円」を「27,500円」に改め、同号アㇼc中「37,000円」を「39,100円」に改め、同号アㇼd中「92,000円」を「99,100円」に改め、同号アㇼe中「139,000円」を「149,000円」に改め、同号アㇼf中「170,000円」を「182,000円」に改め、同号アㇼg中「211,000円」を「227,000円」に改め、同号アㇽ中「この項において「標準」を「この号から第3号までにおいて「標準」に改め、同号アㇽa中「67,000円」を「71,900円」に改め、同号アㇽb中「114,000円」を「120,000円」に改め、同号アㇽc中「193,000円」を「204,000円」に改め、同号アㇽd中「268,000円」を「288,000円」に改め、同号アㇽ中「この項」を「この号から第3号まで」に改め、同号アㇽa中「32,000円」を「34,200円」に改め、同号アㇽb中「56,000円」を「59,300円」に改め、同号アㇽd中「149,000円」を「160,000円」に改め、同号アㇽ中「この項」を「この号から第3号まで」に

改め、同号ア(㊦) a 中「50,000円」を「53,000円」に改め、同号ア(㊦) b 中「85,000円」を「89,300円」に改め、同号ア(㊦) c 中「147,000円」を「155,000円」に改め、同号ア(㊦) d 中「208,000円」を「224,000円」に改め、同号イ中「第 5 号」を「第 3 号」に改め、同号イ(㊦) a 中「34,000円」を「36,100円」に改め、同号イ(㊦) b 中「37,000円」を「39,800円」に改め、同号イ(㊦) a 中「25,000円」を「26,900円」に改め、同項第 2 号中「第11条第 2 項」の次に「及び第12条第 3 項」を加え、同号アを次のように改める。

ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）の区分に応じ、前

	号アに定める額（この場合において、同号ア中「計画の適合性判定」とあるのは「計画の変更の適合性判定」と、「床面積の合計」とあるのは「計画の変更に係る部分の床面積の合計」と読み替えるものとする。）
--	--

別表64の5の項第2号イのa中「17,000円」を「18,000円」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号アを次のように改める。

ア 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	計画の軽微な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積
--	--

と当該計画の
軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計
(以下この号において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。)の区分に応じ、第1号アに定める額(この場合において、同号ア中「計画の適合性判定を受けようとする」とあるのは「書面の交付を求めようとする」と、「床面積の合計」とあるのは「軽微

	な変更に係る 部分の床面積 の合計」と読 み替えるもの とする。)
--	---

別表64の5の項第5号イのa中「17,000円」を「18,000円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「第8号」を「第6号」に改め、同号アのa中「非住宅部分をいう。以下この号及び次号」を「非住宅部分をいう。以下この号」に改め、同号アのa中「省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）」を「誘導標準入力法等基準」に改め、同号アのa(a)中「224,000円」を「241,000円」に改め、「及び次号」を削り、同号アのa(b)中「276,000円」を「297,000円」に、「16,000円」を「17,100円」に改め、同号アのa(c)中「357,000円」を「384,000円」に、「26,000円」を「27,900円」に改め、同号アのa(d)中「509,000円」を「548,000円」に、「78,000円」を「83,800円」に改め、同号アのa(e)中「627,000円」を「675,000円」に、「124,000円」を「132,000円」に改め、同号アのa(f)中「729,000円」を「786,000円」に、「153,000円」を「165,000円」に改め、同号アのa(g)中「831,000円」を「897,000円」に、「192,000円」を「206,000円」に改め、同号アのb中「省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（次号において「誘導モデル建物法基準」という。）」を「誘導モデル建物法基準」に改め、同号アのb(a)中「86,000円」を「92,100円」に改め、同号アのb(b)中「108,000円」を「115,000円」に、「16,000円」を「17,100円」に改め、同号アのb(c)中「142,000円」を「152,000円」に、「26,000円」を「27,900円」に改め、同号アのb(d)中「229,000円」を「246,000円」に、「78,000円」を「83,800円」に改め、同号アのb(e)中「299,000円」を「321,000円」に、「124,000円」を「132,000円」に改め、同号アのb(f)中「353,000円」を「381,000円」に、「153,000円」を

「165,000円」に改め、同号ア㉠b(g)中「415,000円」を「447,000円」に、「192,000円」を「206,000円」に改め、同号ア㉠c(a)中「67,000円」を「71,900円」に改め、「(第10号において「登録住宅性能評価機関」という。)」を削り、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同号ア㉠c(b)中「114,000円」を「120,000円」に改め、同号ア㉠c(c)中「193,000円」を「204,000円」に改め、同号ア㉠c(d)中「268,000円」を「288,000円」に、「77,000円」を「82,500円」に改め、同号ア㉠d(a)中「32,000円」を「34,200円」に改め、同号ア㉠d(b)中「56,000円」を「59,300円」に改め、同号ア㉠d(d)中「149,000円」を「160,000円」に、「77,000円」を「82,500円」に改め、同号ア㉠e(a)中「50,000円」を「53,000円」に改め、同号ア㉠e(b)中「85,000円」を「89,300円」に改め、同号ア㉠e(c)中「147,000円」を「155,000円」に改め、同号ア㉠e(d)中「208,000円」を「224,000円」に、「77,000円」を「82,500円」に改め、同号ア㉡a(a)中「34,000円」を「36,100円」に改め、同号ア㉡a(b)中「37,000円」を「39,800円」に改め、同号ア㉡c(a)中「25,000円」を「26,900円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第7号中「認定(以下この号)の次に「及び次号」を加え、同号ア㉠を次のように改める。

㉠ 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面

積の増加に係
る部分の床面
積との合計
(以下この号
において「計
画の変更に係
る部分の床面
積の合計」と
いう。)の区
分に応じ、前
号アに定める
額(この場合
において、同
号ア中「計画
の認定」とあ
るのは「計画
の変更に認
定」と、「床
面積の合計」
とあるのは
「計画の変更
に係る部分の
床面積の合
計」と読み替
えるものとし
る。)

別表64の5の項第7号ア(イ) a(a)中「17,000円」を「18,000円」に改め、同号

イ中「第7号のアの㊦」を「前号ア㊦」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第8号を第6号とする。

別表67の項第1号イ及び第2号イ中「130円」を「140円」に改める。

別表68の項イ中「130円」を「140円」に改める。

(島根県立高等学校等条例の一部改正)

第5条 島根県立高等学校等条例(昭和39年島根県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の表中「500円」を「550円」に改める。

(島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正)

第6条 島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表県内者の項中「1,060円」を「1,160円」に改め、同表県外者の項中「1,600円」を「1,760円」に改め、別表の2の(1)の㊦の表中

「

円	円	円	円	円	円
700	930	930	1,630	1,860	2,560
1,540	2,060	2,060	3,600	4,120	5,660
260	360	360	620	720	980
610	810	810	1,420	1,620	2,230
700	930	930	1,630	1,860	2,560
830	1,130	1,130	1,960	2,260	3,090
330	450	450	780	900	1,230
580	770	770	1,350	1,540	2,120
1,230	1,630	1,630	2,860	3,260	4,490
2,930	3,900	3,900	6,830	7,800	10,730

を

1 時間につき

1,980円

円 770	円 1,020	円 1,020	円 1,790	円 2,040	円 2,810
1,690	2,260	2,260	3,950	4,520	6,210
280	390	390	670	780	1,060
670	890	890	1,560	1,780	2,450
770	1,020	1,020	1,790	2,040	2,810
910	1,240	1,240	2,150	2,480	3,390
360	490	490	850	980	1,340
630	840	840	1,470	1,680	2,310
1,350	1,790	1,790	3,140	3,580	4,930
3,220	4,290	4,290	7,510	8,580	11,800
1 時間につき					2,170円

に改め、別表の2の

(1)の(イ)の表中

円 950	円 1,290	円 1,290	円 2,240	円 2,580	円 3,530
250	330	330	580	660	910
700	930	930	1,630	1,860	2,560
180	240	240	420	480	660

を

円	円	円	円	円	円
1,040	1,410	1,410	2,450	2,820	3,860
270	360	360	630	720	990
770	1,020	1,020	1,790	2,040	2,810
190	260	260	450	520	710

に改め、別表の2の

(1)の(ウ)の表中 「1面1時間につき 220円」 を

「1面1時間につき 240円」 に、「470円」を

「510円」に改め、別表の2の(2)の(ウ)の表中

円	円	円	円	円	円
1,360	1,830	1,830	3,190	3,660	5,020
880	1,190	1,190	2,070	2,380	3,260
390	520	520	910	1,040	1,430
1時間につき					1,270円

を

円	円	円	円	円	円
1,490	2,010	2,010	3,500	4,020	5,510
960	1,300	1,300	2,260	2,600	3,560
420	570	570	990	1,140	1,560
1時間につき					1,390円

に改め、別表の2の

(2)の(イ)の表中

円	円	円
1,260	1,690	2,950
950	1,280	2,230
620	830	1,450
2,870	3,850	6,720
820	1,120	1,940

を

円	円	円
1,380	1,850	3,230
1,040	1,400	2,440
680	910	1,590
3,150	4,230	7,380
900	1,230	2,130

に改める。

(島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部改正)

第7条 島根県立八雲立つ風土記の丘条例（昭和47年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表大学生の項中「100円」を「110円」に改め、同表その他の者の項中「200円」を「220円」に、「160円」を「170円」に改め、同表の備考の1中「1,000円」を「1,100円」に改め、「その都度」を削り、同表の備考の3を削る。

(島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部改正)

第8条 島根県立古墳の丘古曾志公園条例（平成3年島根県条例第9号）の一部

を次のように改正する。

別表の 1 の表中「1,910円」を「2,100円」に、「930円」を「1,020円」に改め、別表の 2 の表照明設備の項中「630円」を「690円」に改める。

(島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部改正)

第 9 条 島根県立古代出雲歴史博物館条例（平成17年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「200円」を「220円」に、「160円」を「170円」に、「410円」を「450円」に、「320円」を「350円」に、「620円」を「680円」に、「490円」を「530円」に改め、「その都度」を削る。

別表第 2 中「1,000円」を「1,100円」に、「1,800円」を「1,980円」に、「2,500円」を「2,750円」に改める。

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第10条 警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

別表第 1 中35の項を削り、35の 2 の項を35の項とし、35の 3 の項から35の 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表の36の項中「2,250円」を「2,400円」に改め、同表の52の項中「2,110円」を「2,370円」に改め、同表の66の項中「700円」を「740円」に改める。

(島根県中山間地域研究センター条例の一部改正)

第11条 島根県中山間地域研究センター条例（平成14年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表中

第 1 研修室	2,070円	2,760円	5,520円	を
第 2 研修室	1,920円	2,560円	5,120円	
大会議室	6,060円	8,080円	16,160円	
実験実習室	1,560円	2,080円	4,160円	

機械化研修実習室	2,340円	3,120円	6,240円
----------	--------	--------	--------

第1研修室	2,270円	3,030円	6,070円
第2研修室	2,110円	2,810円	5,630円
大会議室	6,660円	8,880円	17,700円
実験実習室	1,710円	2,280円	4,570円
林業技術研修館	2,570円	3,430円	6,860円

に改める。

別表第1の2の表映像音響設備の項中「1,000円」を「1,240円」に改め、同表研修用実験実習設備の項中「2,680円」を「1,680円」に改める。

別表第2の1の項及び2の項を削り、同表の3の項中「2,310円」を「3,460円」に、「2,040円」を「3,060円」に、「3,920円」を「5,880円」に、「4,930円」を「7,390円」に、「17,230円」を「25,800円」に改め、同項を同表の1の項とし、同表の4の項中「2,620円」を「3,930円」に改め、同項を同表の2の項とし、同表の5の項中「8,410円」を「11,500円」に、「6,020円」を「8,350円」に改め、同項を同表の3の項とし、同表の6の項中「1,970円」を「2,950円」に、「2,090円」を「3,130円」に、「5,490円」を「8,230円」に、「1,710円」を「2,560円」に、「3,620円」を「5,430円」に改め、同項を同表の4の項とする。

(島根県立しまね海洋館条例の一部改正)

第12条 島根県立しまね海洋館条例（平成11年島根県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者の項中「510円」を「560円」に、「410円」を「450円」に、「1,450円」を「1,590円」に改め、同表その他の者の項中「1,560円」を「1,710円」に、「1,250円」を「1,370円」に、「4,180円」を「4,590円」に改める。

(島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正)

第13条 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例（平成23年島根県条例第15

号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「島根県さくらおろち湖ボート競技施設」を「島根県さくらおろち湖ローイング競技施設」に改める。

別表第 2 の 1 の表中

660円
660円
1,320円
190円

を

720円
720円
1,450円
200円

に、

150円
150円
310円

を

160円
160円
340円

に、

130円
120円

を

140円
130円

に改め、「長机」及び

「椅子」の次に「(屋外で使用する場合に限る。)」を加え、別表第2の2の表中「島根県さくらおろち湖ボート競技施設」を「島根県さくらおろち湖ローイング競技施設」に、

「	300円	を	「	330円	に、	「	500円	を	「	550円	に、		
							6,070円			6,670円			
							590円			640円			
「	300円	を	「	330円	に、	「	7,220円	を	「	7,940円	に、		
							810円			890円			
							9,830円			10,810円			
610円		」	670円		」	680円		」	740円		」		

8,190円	9,000円
1,100円	1,210円
13,200円	14,520円

150円	を	160円	に、「100円」を「110円」に改め、同表附属
150円		160円	
310円		340円	

設備の部放送設備の項の次に次のように加える。

携帯用トランシーバー	1 セット 4 時間につき	120円
------------	---------------	------

別表第2の2の表中「長机」及び「椅子」の次に「（屋外で使用する場合には限る。）」を加え、「ボートコース」を「ローイングコース」に改める。

（島根県浜田ポートセンター条例の一部改正）

第14条 島根県浜田ポートセンター条例（平成15年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1,520円」を「1,620円」に改める。

（島根県屋外広告物条例の一部改正）

第15条 島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号及び第2号中「10,000円」を「12,400円」に改め、同項第3号中「4,010円」を「5,780円」に改める。

（島根県立都市公園条例の一部改正）

第16条 島根県立都市公園条例（昭和49年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第4 県立石見海浜公園の部中

「オートキャンプ
サイト」を「オートキャンプ
サイト
フリーサイト」に改め、同表県立万葉公園の部

中 「オートキャンプ
サイト」を「オートキャンプ
サイト
区画サイト」に改める。

別表第 5 の 1 の(1)の表中

44,830円	51,240円	108,880円	12,810円
3,530円	4,040円	8,580円	1,010円
8,950円	10,240円	21,750円	2,560円
89,660円	102,480円	217,760円	25,620円
7,060円	8,080円	17,160円	2,020円
17,900円	20,480円	43,500円	5,120円
310円	470円	810円	120円
1,650円	2,460円	4,120円	650円
1,230円	1,850円	3,090円	480円
3,090円	4,640円	7,750円	1,230円
3,090円	4,640円	7,750円	1,230円
7,750円	11,620円	19,370円	3,090円

6,190円	9,290円	15,500円	2,460円
15,500円	23,250円	38,750円	6,190円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,200円	1,790円	3,010円	470円
3,010円	4,520円	7,530円	1,200円
2,400円	3,600円	6,020円	950円
6,020円	9,040円	15,080円	2,400円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,720円	2,570円	4,300円	670円
3,450円	5,180円	8,640円	1,360円
3,450円	5,180円	8,640円	1,360円
6,900円	10,370円	17,300円	2,750円

を

49,310円	56,360円	119,760円	14,090円
3,880円	4,440円	9,430円	1,110円
9,840円	11,260円	23,920円	2,810円
98,620円	112,720円	239,530円	28,180円
7,760円	8,880円	18,870円	2,220円
19,690円	22,520円	47,850円	5,630円
340円	510円	890円	130円
1,810円	2,700円	4,530円	710円
1,350円	2,030円	3,390円	520円
3,390円	5,100円	8,520円	1,350円
3,390円	5,100円	8,520円	1,350円
8,520円	12,780円	21,300円	3,390円

6,800円	10,210円	17,050円	2,700円
17,050円	25,570円	42,620円	6,800円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	140円	20円
1,320円	1,960円	3,310円	510円
3,310円	4,970円	8,280円	1,320円
2,640円	3,960円	6,620円	1,040円
6,620円	9,940円	16,580円	2,640円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	140円	20円
1,890円	2,820円	4,730円	730円
3,790円	5,690円	9,500円	1,490円
3,790円	5,690円	9,500円	1,490円
7,590円	11,400円	19,030円	3,020円

に改め、別表第5の1の

(2)の表テニスコートの項中「270円」を「290円」に、「320円」を「350円」に、「590円」を「640円」に、「700円」を「770円」に、「130円」を「140円」に、「150円」を「160円」に、「240円」を「260円」に、「280円」を「300円」に、「500円」を「550円」に、「610円」を「670円」に、「120円」を「130円」に、「140円」を「150円」に改め、同表和風休憩所又はやすらぎの家の項中「又は」を「及び」に、「240円」を「260円」に、「280円」を「300円」に、「500円」を「550円」に、「610円」を「670円」に改め、別表第5の1の(3)の表中「ケビン及びオートキャンプサイト」を「ケビン等」に、「6,020円」を「6,620円」に、「500円」を「550円」に、「3,930円」を「4,320円」に、「310円」を「340円」に、「3,340円」を「3,670円」に、「250円」を「270円」に改め、同表オートキャンプサイトの項中「3,900円」を「4,290円」に、「1,940円」を「2,130円」に改め、同項の次に次のように加える。

区画サイト	宿泊の場合	1 サイト 1 夜につき	2,730円
	休憩の場合	1 サイト 1 回につき	1,360円
フリーサイト	宿泊の場合	1 サイト 1 夜につき	1,620円
	休憩の場合	1 サイト 1 回につき	810円

別表第 5 の 1 の(3)の表の備考第 3 号中「オートキャンプサイト」の次に「区画サイト又はフリーサイト」を加え、別表第 5 の 1 の(4)のアの表中

「

11,140円	16,710円	27,860円	4,450円
83,600円	125,400円	209,000円	33,430円
55,730円	83,600円	139,330円	22,280円
167,200円	250,800円	418,000円	66,870円
3,490円	5,240円	8,740円	1,380円
26,260円	39,400円	65,680円	10,500円
17,500円	26,260円	43,780円	6,990円
52,540円	78,810円	131,360円	21,010円
440円	670円	1,140円	170円

を

」

「

12,250円	18,380円	30,640円	4,890円
91,960円	137,940円	229,900円	36,770円
61,300円	91,960円	153,260円	24,500円
183,920円	275,880円	459,800円	73,550円
3,830円	5,760円	9,610円	1,510円
28,880円	43,340円	72,240円	11,550円

に、「160円」を「170

19,250円	28,880円	48,150円	7,680円
57,790円	86,690円	144,490円	23,110円
480円	730円	1,250円	180円

円」に改め、同表の備考第4号中「1,600円」を「1,700円」に改め、別表第5の1の(4)のイの表トレーニング室の項中「980円」を「1,070円」に、「1,190円」を「1,300円」に、「160円」を「170円」に、「330円」を「360円」に改め、同表多目的室の項中「360円」を「390円」に、「430円」を「470円」に改め、同表の備考第3号中「1,600円」を「1,700円」に、「3,300円」を「3,600円」に改め、別表第5の2の表中「360円」を「390円」に、「1,150円」を

「1,260円」に、	を	に、	37,850円	41,630円
			28,600円	31,460円
			22,700円	24,970円
			18,300円	20,130円
			9,450円	10,390円
			7,570円	8,320円
			5,720円	6,290円
			4,540円	4,990円
			3,660円	4,020円
			1,890円	2,070円
			920円	1,010円
			610円	670円

「	を	に、	6,920円	7,610円	2,050円
			4,660円	5,120円	1,550円
			1,100円	1,210円	420円

を

2,250円
1,700円
460円

に、「240円」を「260円」に、「150円」を「160円」

に、

13,940円
1,530円
200円
340円
450円

を

15,330円
1,680円
220円
370円
490円

に改める。

(都市計画法施行条例の一部改正)

第17条 都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ア㍿中「9,080円」を「9,600円」に改め、同号ア㍿中「23,600円」を「26,000円」に改め、同号ア㍿中「45,600円」を「49,400円」に改め、同号ア㍿中「91,700円」を「98,900円」に改め、同号ア㍿中「137,000円」を「148,000円」に改め、同号ア㍿中「182,000円」を「195,000円」に改め、同号ア㍿中「234,000円」を「250,000円」に改め、同号ア㍿中「319,000円」を「341,000円」に改め、同号イ㍿中「13,600円」を「16,100円」に改め、同号イ㍿中「32,000円」を「34,000円」に改め、同号イ㍿中「68,600円」を「73,900円」に改め、同号イ㍿中「130,000円」を「140,000円」に改め、同号イ㍿中「211,000円」を「227,000円」に改め、同号イ㍿中「286,000円」を「307,000円」に改め、同号イ㍿中「360,000円」を「393,000円」に改め、同号イ㍿中「508,000円」を「550,000円」に改め、同号ウ㍿中「91,700円」を「98,900円」に改め、同号ウ㍿中「141,000円」を「154,000円」に改め、同号ウ㍿中「202,000円」を「218,000円」に改め、同号ウ㍿中「277,000円」を「300,000円」に改め、同号ウ㍿中「416,000円」を「451,000円」に改め、同号ウ㍿中「538,000円」を「580,000円」に改め、同号ウ㍿中「696,000円」を

「749,000円」に改め、同号ウ(ク)中「920,000円」を「988,000円」に改め、同項第2号中「92万円」を「988,000円」に改め、同号ウ中「10,700円」を「11,800円」に改め、同項第3号中「49,100円」を「53,500円」に改め、同項第4号中「28,200円」を「30,100円」に改め、同項第5号ア中「7,270円」を「7,720円」に改め、同号イ中「19,400円」を「21,400円」に改め、同号ウ中「41,400円」を「44,700円」に改め、同号エ中「73,000円」を「78,500円」に改め、同号オ中「102,000円」を「110,000円」に改め、同項第6号ア及びイ(ウ)中「1,830円」を「1,960円」に改め、同号イ(イ)中「2,710円」を「2,850円」に改め、同号ウ中「17,000円」を「18,100円」に改め、同項第7号中「500円」を「620円」に改める。

(島根県建築基準法施行条例の一部改正)

第18条 島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1の項第1号ア中「8,600円」を「9,050円」に改め、同号イ中「15,600円」を「16,600円」に改め、同号ウ中「24,700円」を「26,500円」に改め、同号エ中「26,900円」を「28,900円」に改め、同号オ中「35,500円」を「38,100円」に改め、同号カ中「63,700円」を「68,600円」に改め、同号キ中「107,000円」を「115,000円」に改め、同号ク中「192,000円」を「208,000円」に改め、同号ケ中「321,000円」を「347,000円」に改め、同号コ中「567,000円」を「612,000円」に改め、同項第2号ア中「23,400円」を「25,100円」に改め、同号イ中「14,300円」を「15,200円」に改め、同表の2の項第1号中「23,400円」を「25,100円」に改め、同項第2号中「14,300円」を「15,200円」に改め、同表の3の項第1号中「17,700円」を「18,800円」に改め、同項第2号中「11,100円」を「11,700円」に改め、同表の4の項第1号エ中「41,000円」を「43,700円」に改め、同号オ中「44,000円」を「46,800円」に改め、同号カ中「55,000円」を「59,000円」に改め、同号キ中「64,000円」を「68,400円」に改め、同項第2号ア中「13,000円」を「13,800円」に改め、同号イ中「20,000円」を「21,600円」に改め、同号ウ中「30,000円」を「33,100円」に改め、同

号エ中「40,000円」を「43,300円」に改め、同号オ中「43,000円」を「46,300円」に改め、同号カ中「53,000円」を「57,700円」に改め、同号キ中「61,000円」を「66,400円」に改め、同号ク中「110,000円」を「120,000円」に改め、同項第3号中「37,000円」を「39,300円」に改め、同表の4の2の項第1号中「12,900円」を「13,700円」に改め、同項第2号中「19,600円」を「20,900円」に改め、同項第3号中「29,700円」を「31,800円」に改め、同項第4号中「38,500円」を「41,400円」に改め、同項第5号中「39,800円」を「42,800円」に改め、同項第6号中「46,600円」を「50,100円」に改め、同項第7号中「47,600円」を「51,200円」に改め、同表の5の項中「37,000円」を「39,300円」に改める。

別表第6の1の項第2号ア中「23,000円」を「24,400円」に改め、同号イ中「36,000円」を「38,400円」に改め、同号ウ中「57,000円」を「60,700円」に改め、同号エ中「72,000円」を「77,700円」に改め、同表の2の項第2号ウ中「44,000円」を「46,700円」に改め、同号エ中「77,000円」を「82,500円」に改め、同項第3号イ中「16,000円」を「17,100円」に改め、同号ウ中「26,000円」を「27,900円」に改め、同号エ中「78,000円」を「83,800円」に改め、同号オ中「124,000円」を「132,000円」に改め、同号カ中「153,000円」を「165,000円」に改め、同号キ中「192,000円」を「206,000円」に改める。

(島根県立島根県民会館条例の一部改正)

第19条 島根県立島根県民会館条例(昭和43年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)の表中

「

円	円	円	円	円	円
32,850	43,810	54,770	65,720	87,630	109,550
39,430	52,570	65,720	78,870	105,160	131,460
12,300	16,400	20,510	24,610	32,820	41,030
14,760	19,680	24,610	29,530	39,380	49,240

を」

円	円	円	円	円	円	
36,130	48,190	60,240	72,290	96,390	120,500	
43,370	57,820	72,290	86,750	115,670	144,600	に改め、別
13,530	18,040	22,560	27,070	36,100	45,130	
16,230	21,640	27,070	32,480	43,310	54,160	

表第1の1の(2)の表中

円	円	円	円	円	円	
2,670	3,570	4,470	5,360	7,160	8,950	
5,090	6,790	8,490	10,190	13,590	16,990	
9,200	12,270	15,330	19,950	26,090	30,680	
1,580	2,110	2,650	3,460	4,520	5,320	
1,940	2,590	3,240	4,220	5,520	6,490	
1,650	2,210	2,760	3,590	4,690	5,530	
1,480	1,980	2,470	3,220	4,220	4,970	
1,270	1,700	2,120	2,780	3,620	4,270	
6,440	8,590	10,740	13,970	18,270	21,490	
3,510	4,680	5,850	7,610	9,960	11,710	
5,260	7,020	8,770	11,420	14,930	17,560	
4,070	5,420	6,790	8,840	11,550	13,590	を
4,220	5,640	7,050	9,180	11,990	14,120	
3,210	4,290	5,360	6,980	9,130	10,740	
3,970	5,290	6,620	8,610	11,260	13,250	
2,670	3,560	4,460	5,800	7,580	8,930	
2,620	3,500	4,370	5,700	7,450	8,760	
3,980	5,310	6,660	7,980	10,650	13,320	
1,470	1,960	2,450	2,950	3,930	4,910	

730	960	1,220	1,460	1,950	2,440
390	510	650	790	1,040	1,320
790	1,050	1,320	1,590	2,120	2,660
820	1,110	1,380	1,660	2,220	2,780

円	円	円	円	円	円
2,930	3,920	4,910	5,890	7,870	9,840
5,590	7,460	9,330	11,200	14,940	18,680
10,120	13,490	16,860	21,940	28,690	33,740
1,730	2,320	2,910	3,800	4,970	5,850
2,130	2,840	3,560	4,640	6,070	7,130
1,810	2,430	3,030	3,940	5,150	6,080
1,620	2,170	2,710	3,540	4,640	5,460
1,390	1,870	2,330	3,050	3,980	4,690
7,080	9,440	11,810	15,360	20,090	23,630
3,860	5,140	6,430	8,370	10,950	12,880
5,780	7,720	9,640	12,560	16,420	19,310
4,470	5,960	7,460	9,720	12,700	14,940
4,640	6,200	7,750	10,090	13,180	15,530
3,530	4,710	5,890	7,670	10,040	11,810
4,360	5,810	7,280	9,470	12,380	14,570
2,930	3,910	4,900	6,380	8,330	9,820
2,880	3,850	4,800	6,270	8,190	9,630
4,370	5,840	7,320	8,770	11,710	14,650
1,610	2,150	2,690	3,240	4,320	5,400
800	1,050	1,340	1,600	2,140	2,680
420	560	710	860	1,140	1,450

に改める。

860	1,150	1,450	1,740	2,330	2,920
900	1,220	1,510	1,820	2,440	3,050

（島根県立美術館条例の一部改正）

第20条 島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

37,910円	4,700円
56,880円	7,110円
11,410円	1,460円
17,170円	2,200円
7,750円	930円
11,620円	1,460円
7,750円	930円
11,620円	1,460円

を

41,700円	5,170円
62,560円	7,820円
12,550円	1,600円
18,880円	2,420円
8,520円	1,020円
12,780円	1,600円
8,520円	1,020円
12,780円	1,600円

に改め、別表第1の2の表中

4,400円	10,880円	8,160円	13,080円	15,500円	18,430円
--------	---------	--------	---------	---------	---------

8,680円	21,780円	16,330円	26,180円	31,000円	36,970円
--------	---------	---------	---------	---------	---------

を

4,840円	11,960円	8,970円	14,380円	17,050円	20,270円
9,540円	23,950円	17,960円	28,790円	34,100円	40,660円

に改める。

別表第4中「200円」を「260円」に、「160円」を「200円」に、「300円」を「400円」に、「240円」を「320円」に改める。

別表第5 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の項中「1,500円」を「1,650円」に改め、同表大学の学生又はこれに準ずる者の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同表その他の者の項中「5,000円」を「5,500円」に改める。

(島根県芸術文化センター条例の一部改正)

第21条 島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)の表中

円	円	円	円	円	円
32,090	42,790	53,490	64,200	85,600	107,000
38,510	51,360	64,190	77,040	102,720	128,410
21,390	28,520	35,660	42,790	57,060	71,330
25,670	34,230	42,790	51,360	68,470	85,600

8,550	11,400	14,250	17,110	22,820	28,520	
10,260	13,670	17,110	20,530	27,370	34,230	
4,830	6,440	8,060	9,670	12,900	16,140	を
980	1,320	1,660	1,980	2,650	3,330	
2,150	2,880	3,610	4,330	5,780	7,240	
2,150	2,880	3,610	4,330	5,780	7,240	
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900	
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900	
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900	
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900	
600	810	1,000	1,220	1,620	2,030	
600	810	1,000	1,220	1,620	2,030	
790	1,040	1,320	1,580	2,110	2,650	
790	1,040	1,320	1,580	2,110	2,650	
600	810	1,000	1,220	1,620	2,030	
600	810	1,000	1,220	1,620	2,030	
4,000	5,340	6,690	8,020	10,700	13,380	

円	円	円	円	円	円
35,290	47,060	58,830	70,620	94,160	117,700
42,360	56,490	70,600	84,740	112,990	141,250

23,520	31,370	39,220	47,060	62,760	78,460
28,230	37,650	47,060	56,490	75,310	94,160
9,400	12,540	15,670	18,820	25,100	31,370
11,280	15,030	18,820	22,580	30,100	37,650
5,310	7,080	8,860	10,630	14,190	17,750
1,070	1,450	1,820	2,170	2,910	3,660
2,360	3,160	3,970	4,760	6,350	7,960
2,360	3,160	3,970	4,760	6,350	7,960
940	1,270	1,580	1,900	2,550	3,190
940	1,270	1,580	1,900	2,550	3,190
940	1,270	1,580	1,900	2,550	3,190
940	1,270	1,580	1,900	2,550	3,190
660	890	1,100	1,340	1,780	2,230
660	890	1,100	1,340	1,780	2,230
860	1,140	1,450	1,730	2,320	2,910
860	1,140	1,450	1,730	2,320	2,910
660	890	1,100	1,340	1,780	2,230
660	890	1,100	1,340	1,780	2,230
4,400	5,870	7,350	8,820	11,770	14,710

に改める。

別表第 2 中「200円」を「260円」に、「160円」を「200円」に、「300円」を「400円」に、「240円」を「320円」に改める。

別表第 3 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の項中「1,500円」を「1,650円」に改め、同表大学の学生又はこれに準ずる

者の項中「3,000円」を「3,300円」に改め、同表その他の者の項中「5,000円」を「5,500円」に改める。

(島根県立武道施設条例の一部改正)

第22条 島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

円	円
1,600	2,060
4,920	6,280
8,080	10,480
700	900
2,120	2,760
3,560	4,620
330	430
1,050	1,360
1,770	2,310
380	480
380	480

を

円	円
1,760	2,260
5,410	6,900
8,880	11,520
770	990
2,330	3,030
3,910	5,080
360	470
1,150	1,490

に、「110円」を「120円」に、「160円」を

1,940	2,540
410	520
410	520

「170円」に改め、別表の1の(2)の表中

「

円	円
1,600	2,060
4,920	6,280
8,080	10,480
790	990
160	200

」

を

「

円	円
1,760	2,260
5,410	6,900
8,880	11,520
860	1,080
170	220

」

に、「110円」

を「120円」に、「160円」を「170円」に、「100円」を「110円」に、「220円」を「240円」に、「320円」を「350円」に改め、別表の3の表を削る。

(島根県立体育施設条例の一部改正)

第23条 島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中	円	を	円	に、「未就学児
	2,690		3,050	
	13,500		15,300	
	20,270		22,980	
	40,510		45,930	
	1,680		1,900	
	3,530		4,000	
	5,370		6,080	
	10,780		12,220	
	1,980		2,240	

4,170	4,720
6,340	7,180
12,730	14,430

の付添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）又は見学者」を「又は未就学児の付添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）」に、

1,360	を	1,540	に改め、飛込プールの項の次に次のよう
2,690		3,050	
4,070		4,610	
8,100		9,180	

に加える。

屋内飛込練習場	560	
---------	-----	--

別表第1の1の表中	1,300	を	1,430	に、「100円」を
	1,650		1,810	

「110円」に、「準ずる者 230円」を「準ずる者 250円」に、「330円」を

「360円」に、	780	を	850	に改める。
	1,070		1,170	
	510		560	
	710		780	
	250		270	
	350		380	

円	円	円	円
3,360	4,690	3,690	5,150

別表第2の1の表中

16,860	23,610
25,320	35,450
50,630	70,880
430	650
850	1,220

を

18,540	25,970
27,850	38,990
55,690	77,960
470	710
930	1,340

に、「110円」を「120円」に、「160円」を「170円」に、

840	1,190
-----	-------

920	1,300
-----	-------

に、「準ずる者 160

円」を「準ずる者 170円」に、「240円」を「260円」に、

310	440
520	740

を

340	480
570	810

に改める。

別表第3の1の表中

円	円
2,030	2,800
7,090	9,850
10,630	14,970
24,960	38,110
520	740
520	740

を

円	円
2,230	3,080
7,790	10,830
11,690	16,460
27,450	41,920
570	810
570	810

に改める。

(島根県立はつらつ体育館条例の一部改正)

第24条 島根県立はつらつ体育館条例（平成15年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

2,380円	3,570円	4,880円	4,880円	6,080円	7,820円
--------	--------	--------	--------	--------	--------

						を
12,200円	18,300円	24,400円	24,400円	30,600円	39,800円	
160円	220円	330円	330円	460円	600円	

2,610円	3,920円	5,360円	5,360円	6,680円	8,600円	に改
13,400円	20,100円	26,800円	26,800円	33,600円	43,700円	
170円	240円	360円	360円	500円	660円	

め、同表の備考の3中「90円」を「130円」に改め、別表の2の表中

50円	を	170円	に改め、同表の備考を削る。
70円		190円	
110円		240円	

（島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第25条 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第12条第1項及び第13条第1項中「及び北の原フィールドセンター」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第16条第2項中「若しくは展示物」の次に「等（以下「自然館の展示物等」という。）」を、「観覧しようとする者、」の次に「第12条第1項に規定する開館時間を除く時間に」を、「（以下「」の次に「埋没林公園の」を加える。

第18条第1号中「天体運行の投影、全天周映画若しくは展示物」を「自然館の展示物等」に改め、「自然館の観察施設を利用して」を削り、「又は」の次

に「埋没林公園の」を加える。

別表第1中「2,490円」を「2,730円」に、「4,980円」を「5,460円」に、「1,290円」を「1,410円」に改める。

別表第2中

天体運行の投影、全天周映画又は展示物を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者		200円	160円
	その他の者	特別企画 展開催期間	1,030円	820円
		企画展開 催期間	620円	490円
		上記以外 の期間	410円	320円

を

自然館の展示物等を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者		220円	170円
	その他の者	特別企画 展開催期間	1,130円	900円
		企画展開 催期間	680円	540円
		上記以外	450円	360円

		の期間		
--	--	-----	--	--

に改め、同表天体を観覧する場合の項中

100円	80円
300円	240円

を

110円	80円
330円	260円

に改め、同表中

埋没木等を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者		100円	80円
	その他の者		300円	240円
天体運行の投影、全天周映画、展示物又は埋没木等を観覧する場合	小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者		250円	200円
	その他の者	特別企画 展開催期間	1,180円	940円
		企画展開	770円	610円

		催期間		
		上記以外 の期間	560円	440円

を

埋没林公園の 埋没木等を観 覧する場合	小学校の児童、中学 校若しくは高等学校 の生徒又はこれらに 準ずる者		110円	80円
	その他の者		330円	260円
自然館の展示 物等及び埋没 林公園の埋没 木等を観覧す る場合	小学校の児童、中学 校若しくは高等学校 の生徒又はこれらに 準ずる者		270円	210円
	その他の 者	特別企画 展開催期 間	1,290円	1,030円
		企画展開 催期間	840円	670円
		上記以外 の期間	610円	480円

に改める。

別表第3中

年間観覧料（同一人が1年間、
天体運行の投影、全天周映画、
展示物、天体又は埋没木等を観
覧する場合の観覧料）の基準額

を

500円
1,440円

年間観覧料（同一人が1年間、 自然館の展示物等、天体及び埋 没林公園の埋没木等を観覧する 場合の観覧料）の基準額
560円
1,590円

に改める。

（島根県立総合福祉センター条例の一部改正）

第26条 島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）の一部を
次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

5,870円	7,940円	5,870円	13,800円	13,800円	19,600円
3,910円	5,220円	3,910円	9,130円	9,130円	13,000円
9,350円	12,400円	9,350円	21,700円	21,700円	31,100円
4,780円	6,310円	4,780円	11,000円	11,000円	15,800円
5,110円	6,750円	5,110円	11,800円	11,800円	16,900円
1,190円	1,620円	1,190円	2,810円	2,810円	4,000円
1,410円	1,840円	1,410円	3,250円	3,250円	4,660円
4,020円	5,430円	4,020円	9,450円	9,450円	13,400円
6,390円	8,530円	6,390円	14,900円	14,900円	21,300円
5,060円	6,750円	5,060円	11,800円	11,800円	16,800円
2,600円	3,480円	2,600円	6,080円	6,080円	8,680円

を

6,450円	8,730円	6,450円	15,100円	15,100円	21,500円
--------	--------	--------	---------	---------	---------

4,300円	5,740円	4,300円	10,000円	10,000円	14,300円
10,200円	13,600円	10,200円	23,800円	23,800円	34,200円
5,250円	6,940円	5,250円	12,100円	12,100円	17,300円
5,620円	7,420円	5,620円	12,900円	12,900円	18,500円
1,300円	1,780円	1,300円	3,090円	3,090円	4,400円
1,550円	2,020円	1,550円	3,570円	3,570円	5,120円
4,420円	5,970円	4,420円	10,300円	10,300円	14,700円
7,020円	9,380円	7,020円	16,300円	16,300円	23,400円
5,560円	7,420円	5,560円	12,900円	12,900円	18,400円
2,860円	3,820円	2,860円	6,680円	6,680円	9,540円

に 改

め、別表の1の(2)の表中

5,390円	7,190円	5,390円	12,500円	12,500円	17,900円
1,880円	2,520円	1,880円	4,400円	4,400円	6,280円
4,850円	6,470円	4,850円	11,300円	11,300円	16,100円
8,640円	11,500円	8,640円	20,100円	20,100円	28,700円
4,220円	5,630円	4,220円	9,850円	9,850円	14,000円
4,000円	5,330円	4,000円	9,330円	9,330円	13,300円
3,430円	4,570円	3,430円	8,000円	8,000円	11,400円
4,080円	5,440円	4,080円	9,520円	9,520円	13,600円
6,470円	8,630円	6,470円	15,100円	15,100円	21,500円
5,200円	6,910円	5,200円	12,100円	12,100円	17,300円
1,060円	1,420円	1,060円	2,480円	2,480円	3,540円
2,500円	3,330円	2,500円	5,830円	5,830円	8,330円
1,770円	2,360円	1,770円	4,130円	4,130円	5,900円
670円	900円	670円	1,570円	1,570円	2,240円
2,580円	3,440円	2,580円	6,020円	6,020円	8,600円

を

5,920円	7,900円	5,920円	13,700円	13,700円	19,600円	に改め
2,060円	2,770円	2,060円	4,840円	4,840円	6,900円	
5,330円	7,110円	5,330円	12,400円	12,400円	17,700円	
9,500円	12,600円	9,500円	22,100円	22,100円	31,500円	
4,640円	6,190円	4,640円	10,800円	10,800円	15,400円	
4,400円	5,860円	4,400円	10,200円	10,200円	14,600円	
3,770円	5,020円	3,770円	8,800円	8,800円	12,500円	
4,480円	5,980円	4,480円	10,400円	10,400円	14,900円	
7,110円	9,490円	7,110円	16,600円	16,600円	23,600円	
5,720円	7,600円	5,720円	13,300円	13,300円	19,000円	
1,160円	1,560円	1,160円	2,720円	2,720円	3,890円	
2,750円	3,660円	2,750円	6,410円	6,410円	9,160円	
1,940円	2,590円	1,940円	4,540円	4,540円	6,490円	
730円	990円	730円	1,720円	1,720円	2,460円	
2,830円	3,780円	2,830円	6,620円	6,620円	9,460円	

る。

(島根県立高等看護学院条例の一部改正)

第27条 島根県立高等看護学院条例(昭和41年島根県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表証明書交付手数料の項中「500円」を「550円」に改める。

第9条中「第8条」を「第7条」に改める。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第28条 公衆浴場法施行条例(昭和23年島根県条例第72号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「22,100円」を「24,400円」に改める。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第29条 旅館業法施行条例(昭和45年島根県条例第55号)の一部を次のように改

正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「22,100円」を「24,700円」に改める。

(興行場法施行条例の一部改正)

第30条 興行場法施行条例（昭和59年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「7,000円」を「7,700円」に改める。

(理容師法施行条例の一部改正)

第31条 理容師法施行条例（平成11年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「16,900円」を「19,000円」に改める。

(美容師法施行条例の一部改正)

第32条 美容師法施行条例（平成11年島根県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「16,900円」を「19,000円」に改める。

(クリーニング業法施行条例の一部改正)

第33条 クリーニング業法施行条例（平成12年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「16,000円」を「17,700円」に改め、同項第 2 号中「5,600円」を「6,400円」に改め、同項第 3 号中「8,400円」を「10,400円」に改め、同項第 4 号中「2,900円」を「3,100円」に改める。

(島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第34条 島根県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「15,500円」を「17,300円」に改め、同項第 3 号中「1,500円」を「1,700円」に改め、同項第 4 号中「2,000円」を「2,500円」に改め、同項第 5 号中「15,500円」を「17,800円」に改め、同項第 6 号中「10,600円」を「11,400円」に改め、同項第 7 号中「2,000円」を「2,600円」に改め、同項第 8 号ア中「2,000円」を「2,400円」に改め、同号イ中「400円」

を「480円」に改める。

（食品衛生法施行条例の一部改正）

第35条 食品衛生法施行条例（令和 3 年島根県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項中「150,000円」を「160,000円」に改め、同条第 2 項中「90,000円」を「95,000円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「17,000円」を「18,000円」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第 5 号中「23,000円」を「25,000円」に改め、同項第 6 号中「11,000円」を「12,000円」に改め、同項第 7 号から第10号までの規定中「23,000円」を「25,000円」に改め、同項第11号及び第12号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第13号から第15号までの規定中「23,000円」を「25,000円」に改め、同項第16号中「17,000円」を「18,000円」に改め、同項第17号から第19号までの規定中「23,000円」を「25,000円」に改め、同項第20号及び第21号中「17,000円」を「18,000円」に改め、同項第22号から第24号までの規定中「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第25号中「23,000円」を「25,000円」に改め、同項第26号中「35,000円」を「37,000円」に改め、同項第27号中「23,000円」を「25,000円」に改め、同項第28号中「35,000円」を「37,000円」に改め、同項第29号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第30号中「23,000円」を「25,000円」に改め、同項第31号中「16,000円」を「17,000円」に改め、同項第32号中「23,000円」を「25,000円」に改め、同条第 5 項中「12,000円」を「12,800円」に改め、同条第 6 項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同条第 7 項中「2,500円」を「2,700円」に改める。

（島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正）

第36条 島根県農業技術センター分析等手数料条例（昭和26年島根県条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項第 1 号中「1,220円」を「1,310円」に改め、同項第 3 号中「2,310円」を「2,510円」に改め、同項第 5 号中「3,900円」を「4,110円」に改め、同表 2 の項第 1 号中「1,220円」を「1,310円」に改め、同項第 3 号及び同表 3 の

項第 4 号中「11,400円」を「12,600円」に改め、同項第 5 号中「34,200円」を「37,100円」に改め、同表 4 の項第 1 号中「1,180円」を「1,260円」に改め、同項第 2 号中「1,240円」を「1,400円」に改め、同項第 3 号中「2,050円」を「2,520円」に改め、同項第 5 号中「2,150円」を「2,260円」に改め、同項第 6 号中「2,400円」を「2,520円」に改め、同項第 7 号中「2,450円」を「2,610円」に改め、同項第 8 号中「2,700円」を「2,930円」に改め、同項第 9 号中「2,740円」を「2,950円」に改め、同項第10号中「3,170円」を「3,580円」に改め、同項第12号中「3,310円」を「3,510円」に改め、同項第13号中「3,420円」を「3,840円」に改め、同項第14号中「3,460円」を「3,680円」に改め、同項第15号中「3,490円」を「3,850円」に改め、同項第16号中「4,300円」を「4,690円」に改め、同項第17号中「5,190円」を「5,880円」に改め、同表 5 の項第 1 号中「750円」を「880円」に改め、同項第 2 号中「2,460円」を「3,490円」に改める。

(島根県立農業研修館条例の一部改正)

第37条 島根県立農業研修館条例（昭和57年島根県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

円	円	円
1,940	2,330	3,900
1,140	1,350	2,280
640	770	1,290

を

円	円	円
2,130	2,560	4,290
1,250	1,480	2,500
700	840	1,410

に改め、別表の 2 の表中

「740円」を「810円」に改める。

(島根県立農林大学校条例の一部改正)

第38条 島根県立農林大学校条例（昭和57年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項中「500円」を「550円」に改める。

（島根県花振興センター条例の一部改正）

第39条 島根県花振興センター条例（平成15年島根県条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1,000円」を「1,100円」に改める。

別表第 2 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の項中「100円」を「110円」に、「500円」を「550円」に改め、同表その他の者の項中「200円」を「220円」に、「160円」を「170円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

（島根県家畜保健衛生所条例の一部改正）

第40条 島根県家畜保健衛生所条例（昭和44年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「昭和26年法律第166号」の次に「。以下この条において「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改め、同項第 2 号中「家畜」の次に「（法第 2 条第 1 項に規定する家畜及び政令で定めるその他の家畜をいう。第 4 号において同じ。）」を加え、同項第 3 号中「家畜伝染病予防法」を「法」に改め、同項第 5 号中「家畜伝染病予防法」を「法」に、「同法」を「法」に改める。

別表第 2 の 1 の項及び 2 の項中「240円」を「360円」に改め、同表の 3 の項中「800円」を「1,200円」に、「230円」を「340円」に、「990円」を「1,480円」に改め、同表の 4 の項中「1,220円」を「1,470円」に改め、同表の 5 の項中「50円」を「70円」に改め、同表の 6 の項中「60円」を「80円」に改める。

別表第 3 の 1 の項中「170円」を「250円」に、「500円」を「750円」に改め、同表の 2 の項中「840円」を「1,260円」に、「910円」を「1,360円」に、「730円」を「1,090円」に改め、同表の 3 の項中「4,750円」を「6,630円」に、「900円」を「1,350円」に改め、同表の 4 の項中「1,260円」を「1,890円」に

改める。

別表第 4 の 1 の項中「730円」を「870円」に改め、同表の 2 の項中「290円」を「430円」に改め、同表の 5 の項中「470円」を「700円」に改め、同表の 6 の項中「490円」を「730円」に改め、同表の 7 の項中「630円」を「870円」に改め、同表の 8 の項中「420円」を「630円」に改める。

別表第 5 の 2 の項中「2,080円」を「2,260円」に改め、同表の 3 の項中「2,110円」を「3,160円」に改める。

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第41条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例（平成17年島根県条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表 1 の項中「1,650円」を「1,820円」に改め、同表 2 の項第 1 号中「7,930円」を「8,590円」に改め、別表 2 の表中「35,600円」を「37,600円」に改め、別表 4 の表中「2,150円」を「2,260円」に改める。

(島根県立ふるさとの森条例の一部改正)

第42条 島根県立ふるさとの森条例（平成 5 年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「570円」を「620円」に改める。

(島根県立宍道湖自然館条例の一部改正)

第43条 島根県立宍道湖自然館条例（平成12年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の項中「200円」を「220円」に、「160円」を「170円」に、「500円」を「560円」に改め、同表その他の者の項中「510円」を「560円」に、「400円」を「440円」に、「1,430円」を「1,580円」に改める。

(島根県立産業交流会館条例の一部改正)

第44条 島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表中

238,980円	318,640円	485,820円	79,660円
286,770円	382,370円	582,970円	95,580円
168,300円	224,400円	338,840円	56,100円
201,960円	269,280円	406,600円	67,320円
97,600円	130,140円	196,340円	32,520円
117,120円	156,160円	235,600円	39,030円
43,740円	58,340円	85,260円	14,580円
52,490円	70,000円	102,310円	17,490円
17,850円	23,790円	36,260円	5,940円
21,410円	28,540円	43,510円	7,120円
85,150円	113,540円	174,120円	28,380円
2,700円	3,600円	5,040円	890円
3,020円	4,040円	5,610円	990円
2,010円	2,690円	4,030円	670円
6,060円	8,090円	12,210円	2,010円
1,690円	2,260円	3,370円	560円
4,720円	6,300円	9,090円	1,560円
3,710円	4,950円	6,950円	1,230円
97円	130円	193円	33円
20,870円	27,830円	42,400円	6,950円
18,840円	25,130円	38,470円	6,270円
9,110円	12,140円	18,280円	3,020円

を

262,870円	350,500円	534,400円	87,620円
315,440円	420,600円	641,260円	105,130円
185,130円	246,840円	372,720円	61,710円
222,150円	296,200円	447,260円	74,050円
107,360円	143,150円	215,970円	35,770円
128,830円	171,770円	259,160円	42,930円
48,110円	64,170円	93,780円	16,030円
57,730円	77,000円	112,540円	19,230円
19,630円	26,160円	39,880円	6,530円
23,550円	31,390円	47,860円	7,830円
93,660円	124,890円	191,530円	31,210円
2,970円	3,960円	5,540円	970円
3,320円	4,440円	6,170円	1,080円
2,210円	2,950円	4,430円	730円
6,660円	8,890円	13,430円	2,210円
1,850円	2,480円	3,700円	610円
5,190円	6,930円	9,990円	1,710円
4,080円	5,440円	7,640円	1,350円
100円	140円	210円	36円
22,950円	30,610円	46,640円	7,640円
20,720円	27,640円	42,310円	6,890円
10,020円	13,350円	20,100円	3,320円

に 改

め、別表の 1 の(2)の表中

5,720円
12円
14円
2,650円

を

6,290円
13円
15円
2,910円

に改め、

別表 2 の表中

23,880円
16,830円
9,760円
4,360円
1,790円

を

26,260円
18,510円
10,730円
4,790円
1,960円

に改める。

(島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正)

第45条 島根県立産業高度化支援センター条例（平成13年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表創業準備室の項及び創業支援室の項中「780円」を「850円」に、「1,570円」を「1,720円」に改め、同表研究開発室の項中「2,080円」を「2,280円」に、「2,610円」を「2,870円」に改め、同表プロジェクト研究員室の項中「780円」を「850円」に、「1,570円」を「1,720円」に改め、同表プロジェクト研究推進室の項中「1,040円」を「1,140円」に、「1,300円」を「1,430円」に改め、同表プラント実験室の項中「310円」を「340円」に、「390円」を「420円」に改め、別表の1の(2)の表防音室1の項中「1,470円」を「1,610円」に改め、同表防音室2の項中「1,230円」を「1,350円」に改め、別表の1の(3)の表大会議室の項中「2,100円」を「2,310円」に改め、同表中会議室の項中「1,220円」を「1,340円」に改め、同表小会議室の項中「770円」を「840円」に改め、同表特別会議室の項中「1,010円」を「1,110円」に改め、同表南館会議室の項中「510円」を「560円」に改める。

(島根県産業技術センター条例の一部改正)

第46条 島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）の一部を次

のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、鑑定」を削り、同条第 2 項中「9,990円」を「5,610円」に改め、同条第 5 項を削る。

別表第 1 号中「290円」を「330円」に、「590円」を「710円」に改め、同表第 2 号中「3,540円」を「4,200円」に改め、同表第 3 号中「14,990円」を「17,840円」に改め、同表第 4 号中「34,500円」を「39,600円」に改め、同表第 5 号中「19,090円」を「28,630円」に改め、同表第 6 号中「133,490円」を「25,730円」に改め、同表第 7 号中「6,710円」を「8,670円」に改め、同表第 8 号を削り、同表第 9 号中「7,590円」を「9,020円」に改め、同号を同表第 8 号とし、同表第10号中「23,000円」を「9,560円」に改め、同号を同表第 9 号とし、同表第11号中「16,640円」を「13,640円」に改め、同号を同表第10号とし、同表第12号を削り、同表第13号中「8,390円」を「11,140円」に改め、同号を同表第11号とし、同表第14号中「10,970円」を「5,550円」に改め、同号を同表第12号とし、同表第15号中「1,370円」を「2,050円」に、「630円」を「740円」に改め、同号を同表第13号とし、同表第16号中「5,320円」を「6,300円」に改め、同号を同表第14号とし、同表第17号中「820円」を「1,000円」に改め、同号を同表第15号とする。

(島根県立高等技術校条例の一部改正)

第47条 島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「500円」を「550円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の規定 公布の日

(2) 第23条中別表第 1 の 1 の表飛込プールの項の次に次のように加える改正規定 令和 7 年12月 1 日

(3) 第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日

(島根県立男女共同参画センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の島根県立男女共同参画センター条例第13条第 1 項の規定により施設等の使用の承認を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(島根県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした知事に対する許可等の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県立高等学校等条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に第 5 条の規定による改正前の島根県立高等学校等条例第 3 条第 3 項の規定により証明書の交付を申請している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に第 6 条の規定による改正前の島根県立青少年社会教育施設条例第 5 条第 1 項の規定により施設等の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に第 8 条の規定による改正前の島根県立古墳の丘古曾志公園条例第12条第 1 項の規定により有料施設等の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(警察に関する手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日前にした公安委員会又は警察署長に対する許可等の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際現に第15条の規定による改正前の島根県屋外広告物条例第22条第 1 項の規定により登録等を申請している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(都市計画法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行の際現に第17条の規定による改正前の都市計画法施行条例第8条第1項の規定により許可等を申請している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県建築基準法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に第18条の規定による改正前の島根県建築基準法施行条例第11条の規定により確認等を申請している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県立島根県民会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 この条例の施行の際現に第19条の規定による改正前の島根県立島根県民会館条例第12条第1項の規定により有料施設等の利用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

(島根県立美術館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 この条例の施行の際現に第20条の規定による改正前の島根県立美術館条例第13条第1項の規定により有料施設等の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

- 13 施行日前に第20条の規定による改正前の島根県立美術館条例第17条の規定により観覧料を納付した者に係る観覧料については、なお従前の例による。

- 14 この条例の施行後において第20条の規定による改正前の島根県立美術館条例第17条の規定により支払うべき観覧料については、なお従前の例による。

(島根県芸術文化センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 この条例の施行の際現に第21条の規定による改正前の島根県芸術文化センター条例第14条第1項の規定により有料施設等の利用の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 16 施行日前に第21条の規定による改正前の島根県芸術文化センター条例第20条の規定により観覧料を納付した者に係る観覧料については、なお従前の例による。

- 17 この条例の施行後において第21条の規定による改正前の島根県芸術文化センター条例第20条の規定により支払うべき観覧料については、なお従前の例によ

る。

(島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 18 この条例の施行後において第25条の規定による改正前の島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例第16条第1項又は第2項の規定により支払うべき利用料金又は観覧料については、なお従前の例による。

(島根県立総合福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 19 この条例の施行の際現に第26条の規定による改正前の島根県立総合福祉センター条例第13条第1項の規定により有料施設等の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

(島根県立高等看護学院条例の一部改正に伴う経過措置)

- 20 この条例の施行の際現に第27条の規定による改正前の島根県立高等看護学院条例第3条第2項の規定により証明書の交付を申請している者に係る手数料については、なお従前の例による。

(理容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 21 施行日前に理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の規定による開設の届出のあった理容所の検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(美容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 22 施行日前に美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定による開設の届出のあった美容所の検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(クリーニング業法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 23 施行日前にクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項の規定による開設の届出のあったクリーニング所の検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 24 この条例の施行の際現に第34条の規定による改正前の島根県動物の愛護及び

管理に関する条例第24条第1項の規定により登録等を申請している者に係る手数料については、なお従前の例による。

（食品衛生法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

- 25 この条例の施行の際現に第35条の規定による改正前の食品衛生法施行条例第14条の規定により登録等を申請している者に係る手数料については、なお従前の例による。

（島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 26 この条例の施行の際現に第36条の規定による改正前の島根県農業技術センター分析等手数料条例第1条の規定により分析等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

（島根県立農業研修館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 27 この条例の施行の際現に第37条の規定による改正前の島根県立農業研修館条例第3条第1項の規定により施設等の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

（島根県立農林大学校条例の一部改正に伴う経過措置）

- 28 この条例の施行の際現に第38条の規定による改正前の島根県立農林大学校条例第6条第5項の規定により証明書の交付を申請している者に係る手数料については、なお従前の例による。

（島根県家畜保健衛生所条例の一部改正に伴う経過措置）

- 29 この条例の施行の際現に第40条の規定による改正前の島根県家畜保健衛生所条例第4条第1項の規定により検査等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

（島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 30 この条例の施行の際現に第41条の規定による改正前の島根県畜産技術センター分析等手数料条例第1条の規定により分析等を依頼している者に係る手数料については、なお従前の例による。

（島根県立ふるさとの森条例の一部改正に伴う経過措置）

- 31 この条例の施行の際現に第42条の規定による改正前の島根県立ふるさとの森

条例第3条第1項の規定により施設の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

（島根県立宍道湖自然館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 32 この条例の施行後において第43条の規定による改正前の島根県立宍道湖自然館条例第12条第1項の規定により支払うべき観覧料については、なお従前の例による。

（島根県立産業交流会館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 33 この条例の施行後において第44条の規定による改正前の島根県立産業交流会館条例第17条第1項の規定により支払うべき利用料金については、なお従前の例による。

（島根県立高等技術校条例の一部改正に伴う経過措置）

- 34 この条例の施行の際現に第47条の規定による改正前の島根県立高等技術校条例第3条第6項の規定により証明書の交付を申請している者に係る手数料については、なお従前の例による。

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第43号

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「386,500円と5円18銭」を「419,000円と5円62銭」に改める。

第9条中「第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（島根県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号」を「第143条第1項第5号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条の改正規定及び附則第3項の規定は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（次項において「新条例」という。）第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 新条例第9条の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、当該施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年10月21日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第44号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表64の 5 の項第 1 号イ㊦b 中「23,000円」を「28,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。